

報酬額表

行政書士法第10条の2第1項に基づく報酬額表

事件名	報酬額	備考
建設業許可申請（知事）	110,000円	更新の場合60,000円
建設業経営事項審査申請	90,000円	分析は初回のみ無料
建設工事等入札参加資格申請	30,000円	提出先自治体1件につき
建設業決算変更届	40,000円	1年度ごとにつき
産業廃棄物収集運搬業許可申請	120,000円	更新は70,000円
社会保険及び労働保険新規適用調査業務	90,000円	どちらか一方の場合50,000円
酒類販売業免許申請	120,000円	
会社設立手続	120,000円	保険調査業務も同時なら割引
宅地建物取引業者免許申請（知事）	100,000円	
遺言書の起案及び作成指導	50,000円	
遺産分割協議書の作成	50,000円	
相続人及び相続財産の調査	45,000円	
契約書作成	18,000円	
公的補助金・助成金の受給申請	40,000円	
自動車保管場所証明書（車庫証明）	7,000円	
自動車登録申請	4,500円	
農地法第3条許可申請	38,000円	
農地法第4条許可申請	60,000円	
農地法第5条許可申請	90,000円	

その他の事項

- 1,交通費・宿泊費は実費とする。
- 2,相談業務は1時間あたり3,500円とする。
- 3,顧問業務（月額）は依頼者と協議による額とする。
- 4,日当は1時間あたり4,000円とする。
- 5,着手金は依頼者と協議により受領する事ができる。
- 6,立替金（印紙代・証紙代・登録免許税・申請手数料など）は別途とする。
- 7,特に時間を要し複雑のモノであって計算を要するものについては、あらかじめ依頼者の承諾を加算した報酬額を受け取ることができる。
- 8,報酬額には消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により、行政書士の役務の提供に対する対価に化される消費税及び地方消費税の額に相当する額を含まない。
- 9,当報酬額表の金額は概算であり、業務内容に応じて減額及び増額される場合がある。

令和2年10月30日

岡山県行政書士会会員

行政書士 成松 明洋